

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

平成30年度大学進学支援基金受給希望者募集要項

1 制度概要

この基金は、鳥取県内に在住する高校生または高等専修学校生であって、経済的理由等で大学進学が困難な状況にある者の大学への進学を支援することを目的として設置されたものです。

2 応募資格

応募にあたっては下記（１）～（３）のすべての要件を満たしていることを条件とする

（１）進学者要件

当該年度3月末現在において鳥取県内に在住し学校教育法第50条に規定する高等学校または第126条に規定する高等専修学校の生徒（以下「高校生」という。）であって、学校教育法第87条に規定する大学への進学を予定している者とする。

（２）世帯要件

次の各号の要件のいずれかに該当する世帯に属する高校生とする。

ア 主たる生計維持者の市町村民税所得割が非課税の世帯の高校生

イ 雇用情勢の悪化等により主たる生計維持者が離職中であり、大学進学が困難な状況にある世帯

ウ 本人が児童養護施設等に入所しており、保護者の支援が得られない世帯

（３）その他

前各号に該当する者であって、学業成績が優秀で他の模範となる者

3 申請手続き

（１）申請者

基金の給付を受けようとする高校生の保護者又は法定代理人（以下「申請者」という。）は様式第1号による基金給付金交付申請書（以下「申請書」という。）に必要な資料を付して学校長（以下「推薦者」という。）に提出する。

但し、児童養護施設等に入所しており保護者の支援が得られない高校生の場合の申請者は現に入所している施設等の施設長とする。

（２）推薦者

推薦者は前項の申請書の内容並びに添付書類の有無を確認するとともに、様式第3号による推薦書に意見を付して鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長に送付する。

4 審査及び決定

(1) 対象者数

1年間の給付対象者は10名以内を基本とする。

(2) 選考方法

県社協会長は、福祉、教育機関代表者等で構成する審査会に諮り、給付候補者を決定し、申請者及び推薦者に通知する。

5 給付手続き等

(1) 給付額

進学支援金として1人あたり10万円を給付する。

(2) 在学証明書等の提出

給付候補者は、大学に進学したときは、在学証明書並びに大学進学支援基金給付金交付請求書(様式第2号)を県社協会長に提出する。

(3) 給付金の送金

県社協会長は、在学証明書を確認した後に、大学進学支援基金給付金交付請求書に記載された金融機関口座に振込送金する。

6 個人情報の取扱い

申請書並びに添付資料の個人情報は、運営委員会における審査及び給付金給付手続き以外には用いない。

7 その他

(1) 世帯要件関係の添付資料

ア 主たる生計維持者の市町村民税所得割が非課税の世帯

- ・市町村長が発行する主たる生計維持者の課税証明書

イ 雇用情勢の悪化等により主たる生計維持者が離職中の世帯

- ・主たる生計維持者の離職票又は失業保険受給資格者証
- ・世帯全員の住民票及び課税証明書

ウ 本人が児童養護施設等に入所しており、保護者の支援が得られない世帯

- ・児童相談所長が作成した世帯状況調書(様式第4号)

(2) 申請期限

平成30年12月14日(金) *当日消印有効

(3) 申請書の提出先

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部(担当:鹿田、濱本)

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

県立福祉人材研修センター内

電 話 0857-59-6344

ファクシミリ 0857-59-6340